

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条、次条及び第三条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改

正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第一条の三 法第二条第十一項(法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第七項並びに銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。))第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二条第二項、第二十七条の二第二項、第二十三条第二項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十四項、第三十四条の十九第十一項、第三十四条の十九の二第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第五項、第三十四条の二十八の三第二項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権(法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章(第三十四条の二十六を除く。)、第八章の三、第八章の五及び第九章において同じ。)とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第</p>	<p>(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第</p>

四十三号) 第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で当該金銭信託に類するものを含む。)以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員(外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの(以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。)のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産(投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。)に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの(以下この号において「民法組合類似団体」という。)を含み、一人又は数人の組合員(民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)にその

四十三号) 第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(非業

業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産(民法組合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式等(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 「略」

〔2〕4 略〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会

務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 「同上」

〔2〕4 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会

社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後二十年を経過していない会社とする。

〔6〕13 略

14 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 〔略〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

〔15〕16 略

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔号を削る。〕

社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

〔6〕13 同上

14 〔同上〕

一 〔同上〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

〔15〕16 同上

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 〔同上〕

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していな

「号を削る。」

一・二
「項を削る。」
「略」

い者を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三・四 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている

「項を削る。」

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本(外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者(法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書(同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。)に記載した場合において、イ

法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第一条の六第三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本

。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。（1）及び（2）並びに次号ニにおいて同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

（1） 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

（2） ①に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ニにおいて同じ。）

「号を削る。」

一の二 個人である申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第三十四条の三十七並びに第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の前職を当該役員の前職に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の前職を証明するものでないときは、当該役員及び前職を証明する書面

ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあっては、当該役員の前職又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の前職又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等（外国の法人その他の団体であつて、

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の前職を当該役員の前職に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の前職を証明するものでないときは、当該役員及び前職を証明する書面

国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。」

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。)

「号を削る。」

〔三〇十四 略〕

2 第一条の六第三項の規定は、前項第一号二(1)の場合において個人が保有する議決権について準用する。

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の三十五 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十 略〕

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前項第四号及び第五号中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属銀行」とあるのは「所属銀行及び銀行代理業再委託者」と読み替えるものとする。

二の二 法人である申請者の役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

〔三〇十四 同上〕

「項を加える。」

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の三十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十 同上〕

2 前項の規定は、前条第四号に規定する銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号及び第五号中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属銀行」とあるのは「所属銀行及び銀行代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(財産的基礎)

第三十四条の三十六 法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第三十四条の三十四第一項第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項第一号において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

〔一・二 略〕

2 次に掲げる者は、法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

- 一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属銀行(当該個人が銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む場合は、当該銀行代理業再委託者を含む。)が銀行代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「略」

(届出事項)

第三十五条 「略」

〔2・3 略〕

(財産的基礎)

第三十四条の三十六 法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第三十四条の三十四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

〔一・二 同上〕

2 「同上」

- 一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属銀行(当該個人が銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む場合は、当該銀行代理業再委託者を含む。)が銀行代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「同上」

(届出事項)

第三十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合（法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等にあつては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）とする。

一 「略」

二 第三十四条の三十四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があつた場合

三 「略」

「号を削る。」

「四〇六 略」

「5・6 略」

7 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者、電子決済等取扱業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第六項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 第四項第三号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

8 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

「一〇三 略」

四 第四項第二号に該当するときの届出

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

「号を加える。」

二 「同上」

三 削除

「四〇六 同上」

「5・6 同上」

7 「同上」

「一〇五 同上」

六 第四項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

8 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

五・六 「略」

「9～13 略」

別表第二（第三十四条の三十九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
「略」		
「項を削る。」		

四・五 「同上」

「9～13 同上」

別表第二（第三十四条の三十九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
「同上」		
銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更	一 新たに他の法人の常務に従事することとなった場合 イ 当該他の法人の商号又は名称 ロ 主たる営業所等の所在地 ハ 業務の種類 二 銀行代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった役員 の氏名 二 他の法人の常務に従事しないこと	理由書

「項を削る。」	「項を削る。」
---------	---------

銀行代理業者である法人の子法人等又は銀行代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人	銀行代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更に	理由書
五 変更年月日	<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容</p>	理由書
一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者である法人を除く。）		理由書

等（当該銀行代理業者である法人を除く。）の変更

-
- （）の商号又は名称
- 二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地
- 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称
- 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者で
-
-

<p>「項を削る。」</p> <p>〔略〕</p>	<p>銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更</p>	<p>ある法人を除く。 （の業務の内容 変更年月日</p> <p>一 新たに事業を営む場合には、当該事業の種類</p> <p>二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類</p> <p>三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>	<p>理由書</p>
<p>別紙様式第16号（第34条の34第1項第6号関係）</p> <p>〔略〕</p>	<p>別紙様式第16号（第34条の34第6号関係）</p> <p>〔同左〕</p>		
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>			

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項(法第五十四条の二十二第九項(法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。)、令第十条第五項並びに第六十四条第十項、第六十六条第十一項、第六十六条の二第五項、第六十八条第三項、第六十九条の二第五項、第七十条第十六項、第八十条第三項、第八十六条第三項及び第一百零七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。)とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で当該金銭信託に類するものを含む。)以外の信託に係る信託財産である株式又は持分(当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。)</p> <p>三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十</p>	<p>(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分(当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。)</p> <p>三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十</p>

号) 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第六十九条の二第一項第一号及び第七十条第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員(外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの(以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。))のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産(投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。)に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの(以下この号において「民法組合類似団体」という。))を含み、一人又は数人の組合員(民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。))にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産(民法組合類似団体の財産を含む。))として取得し、又は所有する株式又は持分(非業務執行組合

号) 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第六十九条の二第一項第一号及び第七十条第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。))となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

員が議決権を行使することができるとき及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができない場合を除く。）

五 「略」

〔2〕4 略〕

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略〕

四 当該信用金庫連合会がその総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。第百七十条の二の二十一項第三項及び第百七十条の二の二十九第二項を除き、以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け

〔五〕七 略〕

〔2〕13 略〕

（専門子会社の業務等）

第七十条 「略」

〔2〕3 略〕

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（

五 「同上」

〔2〕4 同上〕

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 当該信用金庫連合会がその総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け

〔五〕七 同上〕

〔2〕13 同上〕

（専門子会社の業務等）

第七十条 「同上」

〔2〕3 同上〕

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（

金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。
以下同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿
(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原
簿をいう。次項及び第七項において同じ。)に登録されている株式
の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新
役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役
務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果
の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。
)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十
八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項におい
て同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(こ
れが現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始し
た日をいう。)以後二十年を経過していない会社とする。

〔5〕12 略

13 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第
一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務
及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 〔略〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の
業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提
供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受
けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うもの)
に限る。)

金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。
以下同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿
(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原
簿をいう。次項及び第七項において同じ。)に登録されている株式
の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新
役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役
務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果
の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。
)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十
八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項におい
て同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(こ
れが現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始し
た日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

〔5〕12 同上

13 〔同上〕

一 〔同上〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の
業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提
供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受
けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うもの)
に限る。)

〔14〕 略

(信用金庫電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類)

第九十八条の五 法第八十五条の三の二第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出者である場合は、この限りでない。

一 〔略〕

二 届出者が会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第百四十条第一項第八号、第百六十九条の四第八号及び第百七十条の三の三第一号へにおいて同じ。)である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告(同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第百四十条第一項第八号、第百六十九条の四第八号及び第百七十条の三の三第一号へにおいて同じ。)の内容を記載した書面

(届出事項)

第百条 〔略〕

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合(銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた法第八十五条の二の二に規定する金庫等に

あつては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。)とする。

一 〔略〕

〔14〕 同上

(信用金庫電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類)

第九十八条の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 届出者が会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第百四十条第八号、第百六十九条の四第八号及び第百七十条の三の三第一号へにおいて同じ。)である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告(同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第百四十条第八号、第百六十九条の四第八号及び第百七十条の三の三第一号へにおいて同じ。)の内容を記載した書面

(届出事項)

第百条 〔同上〕

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔同上〕

二 第四百十条第一項第一号ハ若しくは二又は第二号ハ若しくは二に掲げる書類に記載すべき事項に変更があつた場合

三 「略」

「号を削る。」

「四〇六 略」

「三・四 略」

5 金庫、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等取扱業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

「一〇三 略」

四 第二項第三号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

6 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

「一〇三 略」

四 第二項第二号に該当するときの届出

五・六 「略」

「七〇一 略」

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「号を加える。」

二 「同上」

三 削除

「四〇六 同上」

「三・四 同上」

5 金庫、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等取扱業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

「一〇三 同上」

四 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

6 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

四・五 「同上」

「七〇一 同上」

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第三百三十八条 「同上」

「号を削る。」

「号を削る。」

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

一・二
〔略〕
〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(許可申請書のその他の添付書類)

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三・四
〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、法第八十五条の二の二に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第五十三条第十三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第十三項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(許可申請書のその他の添付書類)

第四百四十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第七十条の二の二十一第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第四百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）の旧氏及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。）に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、

第四百四十条 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第七十条の二の二十一第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第四百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

。第七十条の二の二十一第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第四百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)をいう。(1)及び(2)並びに次号二において同じ。)

()の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号二において同じ。)

〔号を削る。〕

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第四百四十三条並びに第五百四十四条第一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第四百四十三条第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを

一の二 個人である申請者(銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。)

()の旧氏及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書(同項の申請書をいう。同号において同じ。)に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法人であるときは、役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第四百四十三条及び第五百四十四条第一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第四百四十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれに

誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の前氏及び名を当該役員の前氏名に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の前氏及び名を証するものでないときは、当該前氏及び名を証する書面

ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の前氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の前氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。（3）において同じ。）（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。）

「号を削る。」

も該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の前氏及び名を当該役員の前氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の前氏及び名を証するものでないと

「三〇十四 略」

2 第五十三条第十三項の規定は、前項第一号二(1)の場合において個人が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第十三項中「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（委託契約書の案の記載事項）

第四百四十一条 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十 略」

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する信用金庫代理業再委託者と信用金庫代理業再受託者との間の信用金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前項第四号及び第五号中「信用金庫代理業者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属信用金庫」とあるのは「所属信用金庫及び信用金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

きは、当該旧氏及び名を証する書面

「三〇十四 同上」

「項を加える。」

（委託契約書の案の記載事項）

第四百四十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十 同上」

2 前項の規定は、前条第四号に規定する信用金庫代理業再委託者と信用金庫代理業再受託者との間の信用金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号及び第五号中「信用金庫代理業者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属信用金庫」とあるのは「所属信用金庫及び信用金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(財産的基礎)

第百四十二条 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第百四十条第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項第一号において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

〔一・二 略〕

2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

- 一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属信用金庫(当該個人が信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて信用金庫代理業を行う場合は、当該信用金庫代理業再委託者を含む。)が信用金庫代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有している者と認められる者

二 〔略〕

別表第二(第百四十五条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕		

(財産的基礎)

第百四十二条 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第百四十条第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

〔一・二 同上〕

2 〔同上〕

- 一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属信用金庫(当該個人が信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて信用金庫代理業を行う場合は、当該信用金庫代理業再委託者を含む。)が信用金庫代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有している者と認められる者

二 〔同上〕

別表第二(第百四十五条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕		

「項を削る。」

信用金庫代理業者
である個人又は信
用金庫代理業者で
ある法人の役員が
常務に従事する他
の法人の変更

- 理由書
- 一 新たに他の法人の常務に従事することとなった場合
 - イ 当該他の法人の商号又は名称
 - ロ 主たる営業所等の所在地
 - ハ 信用金庫代理
 - 二 業務の種類
 - ニ 信用金庫代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった
 - 役員の氏名
 - 二 他の法人の常務に従事しないこととなった場合
 - イ 当該他の法人の商号又は名称
 - ロ 当該他の法人の主たる営業所等の所在地
 - ハ 信用金庫代理

<p>「項を削る。」</p>	
----------------	--

<p>信用金庫代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	
<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地</p>	<p>四 変更年月日</p> <p>業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなつた役員の氏名</p> <p>三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があつた場合には、当該変更の内容</p>
<p>理由書</p>	

	<p>「項を削る。」</p>
--	----------------

	<p>信用金庫代理業者である法人の子法人等又は信用金庫代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用金庫代理業者である法人を除く。）の変更</p>
<p>三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容 五 変更年月日</p>	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用金庫代理業者である法人を除く。）の商号又は名称 二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用金庫代理業者である法人を除く。）の主たる営</p>
<p>理由書</p>	

<p>「項を削る。」</p>	
----------------	--

<p>信用金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更</p>	
<p>二 事業を廃止した場合には、廃止した</p>	<p>業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用金庫代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用金庫代理業者である法人を除く。）の業務の内容 五 変更年月日</p>
<p>理由書</p>	

<p>[略]</p>	<p>[同上]</p> <p> 三 事業の種類 事業の内容を変 更した場合には、 当該変更の内容 四 変更年月日 </p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

別紙様式第16号 (第140条第1項第6号及び第165条第1項関係)

別紙様式第16号 (第140条第6号及び第165条第1項関係)

[略]

[略]

[同上]

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第三条 法第四条第二項（法第四条の三第九項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三項第五項並びに次条第十項、第六条第五項、第六条の二第五項、第八条第三項、第九条の二第五項、第十条第十六項及び第一百一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七條並びに第七十條を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託（外国において外国の法令に基づいて設定された信託で当該金銭信託に類するものを含む。）以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）</p>

該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第九条の二第一項第一号及び第十条第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員（外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの（以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。）のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産（投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。）として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員（投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。）に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの（以下この号において「民法組合類似団体」という。）を含み、一人又は数人の組合員（民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第九条の二第一項第一号及び第十条第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された

「という。」となり、組合財産（民法組合類似団体の財産を含む。）として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができない場合を除く。）

五 「略」

〔2〕4 略

（特例対象会社）

第九条の二 「略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第二項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する

者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 「同上」

〔2〕4 同上

（特例対象会社）

第九条の二 「同上」

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決

総株主等の議決権をいう。第一百十条の六十八第三項及び第一百十条の七十六第二項を除き、以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔4・5 略〕

(専門子会社の業務等)

第十條 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二

権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔4・5 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十條 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二

条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

〔5〕12 略〕

13 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 〔略〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

〔14〕16 略〕

（信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項）

第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔号を削る。〕

条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

〔5〕12 同上〕

13 〔同上〕

一 〔同上〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

〔14〕16 同上〕

（信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項）

第七十八条 〔同上〕

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

「号を削る。」

- ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類
- （1） 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- （2） （1）に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）
- 二 法人であるときは、次に掲げる事項
- イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類
- ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類
- （1） 当該法人の子法人等
- （2） 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除

一・二 〔略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

（許可申請書のその他の添付書類）

第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（①に掲げる者を除く。）

三・四 〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（許可申請書のその他の添付書類）

第八十条 〔同上〕

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（

昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第

国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第一百條の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三條第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者（銀行法第五十二條の三十七第一項に規定する申請者をいう。）の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十條の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。）に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。（1）及び（2）並びに次号ニにおいて同じ。）

（）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

（1）当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議

七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第一百條の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三條第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号二において同じ。）

〔号を削る。〕

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第八十三条並びに第九十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第八十三条第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載し

一の二 個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）

（の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三条及び第九十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第八十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

た場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあっては、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。(3)において同じ。）（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。）

「号を削る。」

「三十四 略」

2| 前項第一号ニ(1)の場合において、個人が保有する議決権には、社

二の二 法人である申請者の役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

「三十四 同上」

「項を加える。」

債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（委託契約書の案の記載事項）

第八十一条 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十 略〕

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する信用協同組合代理業再委託者と信用協同組合代理業再受託者との間の信用協同組合代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前項第四号及び第五号中「信用協同組合代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属信用協同組合」とあるのは「所属信用協同組合及び信用協同組合代理業再委託者」と読み替えるものとする。

（財産的基礎）

第八十二条 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第八十条第一項第六号に規定する財産に関する

（委託契約書の案の記載事項）

第八十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十 同上〕

2 前項の規定は、前条第四号に規定する信用協同組合代理業再委託者と信用協同組合代理業再受託者との間の信用協同組合代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号及び第五号中「信用協同組合代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属信用協同組合」とあるのは「所属信用協同組合及び信用協同組合代理業再委託者」と読み替えるものとする。

（財産的基礎）

第八十二条 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第八十条第六号に規定する財産に関する調査

る調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項第一号において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

「一・二 略」

2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属信用協同組合（当該個人が信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業再委託者を含む。）が信用協同組合代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「略」

（届出事項）

第百十一条 「略」

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた法第六条の四に規定する信用組合等にあっては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）とする。

一 「略」

又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

「一・二 同上」

2 「同上」

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属信用協同組合（当該個人が信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業再委託者を含む。）が信用協同組合代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「同上」

（届出事項）

第百十一条 「同上」

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

<p>別表第二(第八十五条関係)</p> <p>二 第八十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があつた場合</p> <p>三 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「四〇六 略」</p> <p>「三・四 略」</p> <p>5 信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面)を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 第二項第三号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し</p> <p>6 「略」</p> <p>7 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 第二項第二号に該当するときの届出</p> <p>四・五 「略」</p> <p>「八〇11 略」</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 削除</p> <p>「四〇六 同上」</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>5 信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面)を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し</p> <p>6 「同上」</p> <p>7 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三・四 「同上」</p> <p>「八〇11 同上」</p> <p>別表第二(第八十五条関係)</p>
--	---

届出事項	記載事項	添付書類
[略]	[項を削る。]	

届出事項	記載事項	添付書類
[同上]	<p>信用協同組合代理業者である個人又は信用協同組合代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更</p> <p>一 新たに他の法人の常務に従事することとなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 主たる営業所等の所在地</p> <p>ハ 業務の種類</p> <p>ニ 信用協同組合代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった役員の名</p> <p>二 他の法人の常務に従事しないこととなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 当該他の法人の主たる営業所</p>	理由書

	「項を削る。」
--	---------

	信用協同組合代理業者である個人が総株主等の議決権の百分の五十を有する法人等又は
<p>等の所在地</p> <p>ハ 信用協同組合代理業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名</p> <p>三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の内容に変更があった場合には、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>	<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該法人等又は当該法人等の子法</p>
理由書	

	<p>「項を削る。」</p>
--	----------------

<p>当該法人等の子法人等の変更</p>	<p>信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は信用協同組合代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）</p>
<p> 一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の商号又は名称 二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代 </p>	<p> 人等の主たる営業所等の所在地 三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容 五 変更年月日 </p>
<p>理由書</p>	

<p>「項を削る。」</p>	
----------------	--

<p>信用協同組合代理業者である法人の</p>	
<p>一 新たに事業を行う場合には、当該</p>	<p>五 変更年月日</p> <p>理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の業務の内容</p>
<p>理由書</p>	

<p>[略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="948 1151 1324 1429"> <p>役員が営んでいる 事業の変更</p> </td> <td data-bbox="948 1429 1324 1709"> <p>事業の種類 二 事業を廃止した 場合には、廃止し た事業の種類 三 事業の内容を変 更した場合には、 当該変更の内容 四 変更年月日</p> </td> </tr> </table>	<p>役員が営んでいる 事業の変更</p>	<p>事業の種類 二 事業を廃止した 場合には、廃止し た事業の種類 三 事業の内容を変 更した場合には、 当該変更の内容 四 変更年月日</p>
<p>役員が営んでいる 事業の変更</p>	<p>事業の種類 二 事業を廃止した 場合には、廃止し た事業の種類 三 事業の内容を変 更した場合には、 当該変更の内容 四 変更年月日</p>		
<p>別紙様式第11号 (第80条第1項第6号及び第105条第1項関係) [略]</p>	<p>別紙様式第11号 (第80条第6号及び第105条第1項関係) [同左]</p>		
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>			

(保険業法施行規則の一部改正)

第四条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第一条の三 法第二条第十五項(法第二条の二第二項、第二百七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十六條第二項、第四十八條の二第二項、第五十六條第十八項、第五十六條の二第六項、第五十八條第十一項、第五十八條の二第五項、第五十八條の五第三項、第五十八條の七第五項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第一百五條第三項、第一百五條の六第三項、第一百八條第三項及び第二百十條の七第十五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六條(損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結)の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で当該金銭信託に類するものを含む。)以外の信託に係る信託財産である</p>	<p>(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六條(損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結)の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分(当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はそ</p>

株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員（外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの（以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。）のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産（投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。）として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員（投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。）に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの（以下この号において「民法組合類似団体」という。）を含み、一人又は数人の組合員（民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業

の行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行

務執行組合員」という。)となり、組合財産(民法組合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 「略」

〔2〕4 略

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「略」

〔2〕4 略

5 法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十項及び第十五項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後二十年を経過していない会社と

を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 「同上」

〔2〕4 同上

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「同上」

〔2〕4 同上

5 法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十項及び第十五項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とす

<p>する。</p> <p>〔6〕15 略〕</p> <p>16 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 次条第二項第二十四号に掲げる業務</p> <p>二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）</p> <p>〔17・18 略〕</p>	<p>る。</p> <p>〔6〕15 同上〕</p> <p>16 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）</p> <p>〔17・18 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年十一月三十日から施行する。

(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令の施行の日（以下この条、次条及び第四条において「施行日」という。）前に銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第一条の規定による改正前の銀行法施行規則第三十四条の三十二第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であつて、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれ第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）第三十四条の三十四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新銀行法施行規則第三十五条第四項第二号及び第八項第四号を適用する。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第二条の規定による改正前の信用金庫法施行規則第三百三十八条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であつて、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれ第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）第四百四十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新信用金庫法施行規則第百条第二項第二号及び第六項第四号を適用する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第三条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十八条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更

が生じた場合であつて、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれ第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）第八十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則第一百一十一条第二項第二号及び第七項第三号を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。